

文化四年、原在明の江戸下向と享和・文化年間、原家の動向

福田道宏

はじめに

一点の作品を見るところから始めたい。原在明（安永七年（一七七八）～天保十五年（一八四四）、生年は一説に天明元年（一七八一）ともいう）の筆になる六曲一双屏風《三保松原図》（図1、2）である。所蔵する京都、一様院は黄檗宗の尼寺で、近衛家にゆかりの寺である。一方、筆者原在明は、京都に生まれ、京都で活躍した絵師で、宮廷の役人地下官人でもあった。

さて、一瞥して、日本に生まれ育ったら、向かって左隻に描かれたのがどこの山かわからないということは、恐らく、まずないだろう。もちろん、描かれるのは富士山である。

日本に生まれ育っても、実際に富士山を見たことのないひとは、少なからずいる。しかし、この山の姿は、写真、絵などによって、ひろく浸透している。これは現在においても、この作品が描かれた当時においても、同じである。富士山は文字通り「日本一の山」に違いない。古くから霊峰として信仰の対象であり、また、その美しい姿は、ひとの心をとらえてきた。

本作を掲載する『日本屏風絵集成』^①には宮島新一による解説があり、「おそらく日本平あたりからみた景色であろうが、絵のようなどはこのことであろう」という。打ち寄せる白波、山肌の描写など、やや硬めの筆致で、繊細に描く。

六曲一双の横長の大画面を活かし、広く引いた構図の本作は、富士山を描く長い伝統の中でも、美しく仕上がった部類に入れてよい。山並みや地形の細かい描写は、観念的な胸中の名山、富士山を描く、名所絵的なもの、或いは、信仰対象として描く図像とは異質なものを感じさせるが、きつめの勾配、山頂を三つに分けるなど多少のデフォルメは、伝統的とも言える。たとえ、在明が実際に富士山を見たことがあったとしても、既成の像には引きずられてしまうも

のなのだろう。

両隻の端に落款があり、向かって右隻には「内匠大允平在明」の墨書款記がある。在明の経歴は後述するが、彼が内匠大允に任じられるのは、天保七年（一八三六）のことであり、本作はそれ以降、没する天保十五年（一八四四）までの制作と判明する。

では、京都の絵師原在明は、生涯のあいだ、本作を描くよりも前に、富士山を見たことがあったのだろうか。宮島の解説では、在明が「文化七年（一八一〇）三十歳の折り、富士山を真写しているが、本図もその時のスケッチがもとになっているのであろう」とする。

ここで注意したいのは、「真写」の語である。短い解説文のこと、どのような意味で用いているかは不明だが、「その時のスケッチ」と続けることから、在明が文化七年に富士山付近まで行って、スケッチしたこと、或いは、そのスケッチをもとに作品を描いていることを意味しているのだろう。宮島の言う、文化七年の年記を有する富士山の「真写」は未見だが、本稿では、確かに在明が、実際に富士山を見て



図1 原在明《三保松原図》一様院蔵 『日本屏風絵集成』8より転載 右隻

いた可能性が高いことを紹介したい。

具体的には、原家に伝来し、現在、京都府立総合資料館が所蔵する文献史料「原家文書」のうち『大宝得』⁽²⁾をもとに、在明が、たとえ宮島の言うように、文化七年にも富士山を「真写」していたとしても、それ以前の文化四年(二八〇七)に江戸へ滞在しており、その土産として多数の「富士」の図を描いていた事実を紹介することにした。また、この享和・文化年間の原家の動向についても検討する。地下官人として宮廷に出仕する一方、宮廷・公卿社会とのつながりをもとに、その画系を維持することになってゆく後年の原家にとって、この時期の営みは重要な意味を持つ。のみならず、近世中期以降に既得権益を持たずに画壇に現われた、京都の新興の絵師の家のあり方としても興味深い。まずは、原在明を中心に原家について概観し、そのうえで『大宝得』の紹介を兼ねて、その検討を行うことにする。

一、原在明の生涯

原在明は、京都の絵師原在中(寛延三年(一七五〇)～天保八年(一八三七))の二男。彼については、前稿「原在正と二人の原在敬をめぐる」⁽³⁾のなかで、兄在正との関わりにおいて触れたので、多少重複はするが、その生涯を概観しておく。

在明の父在中は、絵師の家としての原家の祖で、天明の大火後の寛政度禁裏御所造営に、書類審査である「身元札」、実技審査である「席画」の狭き門をくぐり抜けて採用された⁽⁴⁾。以後、原家は宮廷とのつながりを徐々に深めてゆく。在中には在正・在明・在善・在親の四人の男子があり、うちふたりまでが養子となって地下官人の家を継ぐことになる。ひとり是在明で、もうひとり是在親(寛政七年(一七九五)～一八八三年(明治十六))⁽⁵⁾である。

在親は公卿花山院家の諸大夫梅戸家を継ぎ、宮廷での公的な名を梅戸美延といた⁽⁶⁾。長命だったために作品も多く遺り、子孫も画業を継いだため、また、地下官人だったため、判明する事績も多い。

もうひとりの弟在善と、在親については長幼の順は定説を見ていない⁽⁷⁾。その理由はひとつに、兄弟が列挙される際に在善が在親よりも後に記されるためである。たとえば、『平安人物志』文化十年(二八二三)版・文政五年(二八三二)版・文政十三年(二八三〇)版は、在明・在親・在善の順に記す⁽⁸⁾。

しかし、京都府立総合資料館蔵「原家文書」のうち『御推任雜記』⁽⁹⁾天保七年(一八三六)条に、四月

十七日付の死去届提出の記事があり、確井小三郎「京都坊目誌」第二十五学区之部⁽¹⁰⁾が、原家の菩提寺天性寺について記すなかで、「在善の墓あり。字は子至在中の子也。天保七年四月十六日歿す。年四十六」とある。これを信ずるなら、寛政三年(二七九二)の生まれとなり、彼が三男で在親が四男ということになる。生前から弟在親の後塵を拝することになったのは画技の優劣か、或いは短命だったことから考えて、健康に勝れなかったからかもしれない。いずれにせよ、在善について、明らかにしうる事績は少なく、作品もほとんど知られていない⁽¹¹⁾。

最後に、在明の兄で、在中長男の在正は、早熟で画技に優れ、父在中の期待を一身に集め、周囲からも囑望されていたが、文化三年(一八〇六)勘当されたのち、三十三歳で早世した。そのため、父の跡を継いだのは、在明である。さて、本題の在明だが、前稿で詳述した通り、生年に二説ある。安永七年(二七七八)、若しくは、天明元年(二七八二)とされ、兄在正が享年三十三とい

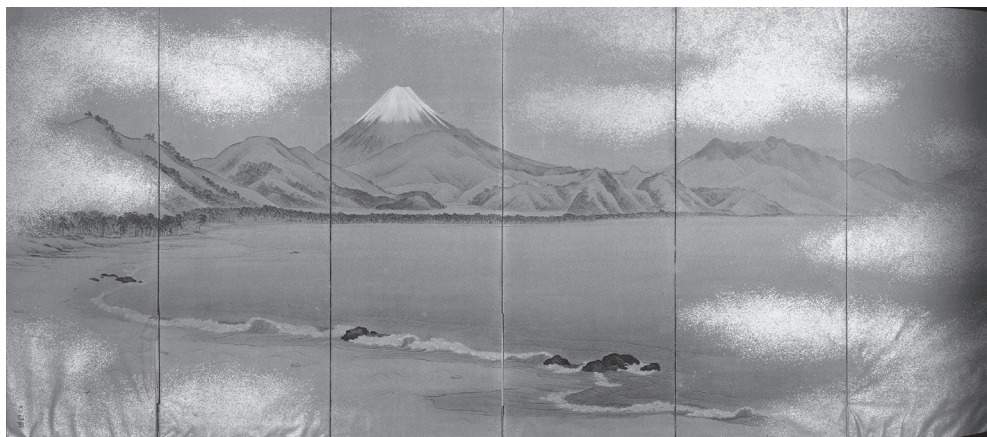


図2 原在明《三保松原図》一様院蔵 『日本屏風絵集成』8より転載 左隻

うことと、文化七年（一八一〇）没とされることから、前者を採ると同年生まれになってしまったため、比較的近年の言及では後者を採るものが多い⁽¹⁰⁾。しかし、この時代、必ずしも在正と在明を同母兄弟と考える必要はなく、積極的に後者を採るべき典拠も見当たらない。没年は、ほぼ異同無く天保十五年（二八四四）六月十五日とし、前者を採れば享年六十七歳、後者ならば六十四歳になる。しかし、公的な記録、たとえば『地下家伝』などは前者を採るため、本稿でもそれに従うことにする。

はじめ、在明が誕生したときには兄在正がおり、父在中も在正に家を継がせる心づもりであったのだろう、在明は地下官人の縫殿寮史生伊勢家に養子に出る。以後、宮廷における略歴は『地下家伝』でたどることが出来る。まず、卷三の「縫殿寮史生、原」を引用する。

称号改原

平在明<sup>平高幸男養子
実弟元近義</sup>

安永 七年 八月 一日 生
寛政 三年 十月廿六日 叙正七位下^{十四歳}
同 五年 十月 十日 任若狭目
同 十二年 七月廿四日 叙従六位下^{廿三歳}
享和 四年 二月 七日 改在明
天保 五年十二月廿二日 止史生并官位
同日 為内舍人

彼の養家は平高豊（寛延元年（一七四八）没年不明）が天明二年（一七八二）縫殿寮史生となったのに始まり、平高幸（明和五（一七七八）没年不明）が跡を継ぎ、その高幸の跡を継いで三代目となったのが在明である。

在明の項の一行目、名の右肩に「称号改原」とあるが、初代高豊の名の右肩には「称号伊勢」とあり、二代目まで伊勢家であったものを、在明の代に「原」に改めたことを示している。在明の名の下には「平高幸男養子実弟、元近義」との割り註があり、元の名は「近義」といい、先代の実弟で養子だが息子として届けたと記すが、先代高幸にも「平高幸男養子実弟」とあり、これを信じるなら、高豊・高幸・在明は実の兄弟で、実弟が兄の養子となって家を相

続したことになる。

しかし、もちろんこれは信じるに値しない。高豊・高幸の叙任歴を確認すると、高豊は史生となった翌年、天明三年に正七位下に叙されたが、寛政三年（二七九二）二月十日の「病身」により「辞官返上位記」の記事で終わっている。次の高幸は高豊の叙位の翌年、天明四年に正七位下に叙され、続く同五年には備中介に任じられたが、高豊の「辞官返上位記」の翌年、寛政四年（二七九二）十一月二十五日にやはり「病身」により「辞官返上位記」している。

そして、在明が正七位下に叙されるのが寛政三年十月二十六日である。国立公文書館内閣文庫蔵『大外記師資記』寛政三年二月四日条には伊勢高豊の位記返上願い出の記事があり、三月八日には伊勢備中介（高幸）から父嘉久太の退役に伴う宿所届が出されている。そして、九月十六日・十七日条には⁽¹¹⁾、

〔十六日〕

一、縫殿寮安藤大和守入来、史生伊勢備中介依難病、弟為養子、自今御用相勤候旨相届、即刻以使両頭・月番万里小路等へ切紙ヲ以相届、

〔十七日〕

一、縫殿寮安藤大和守入来、同寮史生伊勢采女近義、昨日補史生候為御立百疋入来、為祝儀目録金百疋并扇子箱到来、新大外記^江金百疋、雑掌江銀貳両、侍三人^江銀壹両ツ、持参也、

とあり、十月十八日条には「史生平高幸男平近義初位正七位下小折紙」差出の記事、十月二十日条の「史生平近義初位」の記事へと続く。在明の初名は、これまで知られていたように近義だったことが確かめられるとともに、采女の通称もあったことが判明する。翌四年十一月二十五日条には、「伊勢備中介官位辞退願書」が出され、「難治之病ト云々」とある⁽¹²⁾。これらを総合すると、地下官人にしばしば見られる血縁相続の形をとった家の譲渡であろう。そして、恐らく、金銭の授受も伴うものであっただろう。そもそも、多くの地下官人には、暮らしを立て得るような宮廷からの定期収入はなく、ほかに生業を持たなければならぬ。宮廷儀礼に人数合わせで参列して、下行米を受け取ってしま

いさえずれば、そこにしがみついている必要はなかったかもしれない。ここでひとつ確かなのは、寛政三年までには、或いは、恐らくは寛政三年その年に、養子となったのであろうことである。

続いて同五年十月十日、在明は若狭目に任じられ、同十二年（一八〇〇）七月二十四日、二十三歳で従六位下に叙された。国立公文書館内閣文庫蔵『大外記師武記』寛政十二年七月二十四日・廿六日条⁽⁵⁾には、

〔廿四日〕

- 一、烏丸頭弁依招参御所面会、縫殿寮史生平近義申従六位下 勅許之旨、
- 口 宣案者明後廿六日可申出旨等被命、帰家安藤縫殿允相招申渡也、
- 一、原若狭目平近義加級申佞蒙勅許候、為御礼入来、

〔廿六日〕

- 一、縫殿寮史生原若狭目加級申佞 勅許口 宣案無滞頂戴、為礼 三連持 参也、

とあり、叙従六位下が確認できる。『地下家伝』では享和四年（一八〇四）二月七日には、名を近義から在明に改めたとあり、同じく『大外記師武記』同年二月七日・八日条⁽⁶⁾に、

〔七日〕

- 一、安藤縫殿大允今届書持参、記于左、

縫殿寮史生

原若狭目平近義

改名 在明

右此度改名仕候、仍御届申上候、以上、

享和四年二月 縫殿寮

定弘

大外記殿

四ツ折認美濃紙にて上包、

〔八日〕

- 一、両頭并月番伝奏広橋家等へ以使令届切□也、記于左、

縫殿寮史生

平 近義

改名 在明

右之通改名仕候、仍御届申上候、以上、

二月八日 大外記

とある。二箇所とも「在明」の右傍には「アリアキラ」の訓が振られている。

さて、改名についても注意が必要である。これ以前の制作になる作品の落款でも一貫して「在明」と記すからである。公的な場、宮廷での名をも、実態に合わせて正式に在明と改めたということである。なお、称号を伊勢から原へ改めた時期について『地下家伝』に記載はないが、さきに見た通り、寛政十二年叙位の時点で「原若狭目平近義」とあるので、それ以前、恐らくは相続から間もない時期だろう。

その後、天保五年（一八三四）十二月二十二日、史生と官位をやめ、同日、内舎人となったと記して在明の項は終わり、以後は、『地下家伝』巻六にある。

地下官人は、「棟梁」とも「催」とも呼ばれる押小路・壬生・平田の三家が統轄する外記方・官方・出納方に大きく三分される⁽⁷⁾。在明の前半生の縫殿寮は押小路家の外記方に属し、後半生の内舎人は壬生家の官方に属する。前出の改名や叙位が押小路家の日記に現われるのは、同家が統轄する縫殿寮の官人として、朝廷への届などが押小路家を通して行われたためである。なお、縫殿寮史生原家は在明のあと、「平在明男」と註記される守友（享和元年（一八〇一）→天保十三年（一八四二））が継いで存続するので、事実上の別家である。ちなみに守友も在明の実子ではなく養子で、「原家文書」のうち『御推任雑記』⁽⁸⁾に死亡記事がある。

天保十三年寅三月

一、原越後目死去^二付暇服届差出候^{方屋治郎事}

一、養子^{縫殿寮生} 守友昨夕死去仕候因茲

暇十日 服三十日

右之通着服最毘穢不仕候、此段御届奉申上候、以上、

三月廿三日 原内舎人内匠大允

官務殿

右之通四ツ折^二相認四通別包^二致し差出候事、

とあり、養子であること、「万屋治郎助」という名もあることが明らかである。さて、続いて、『地下家伝』巻六の在明の項から在明の後半生を見てみよう。

内舎人平氏^{称勢原}

在明

安永 七年 生

天保 五年十二月廿二日 叙正六位下^{五十七歳}

同日 任内舎人

臨時祭再興・御即位大祀

仙院御幸御衣文紋等時々徴故典、能存古風、模写精

好、且彩絵 御物、以調進之多年勤勞有之、賞推叙、

同 六年 三月 二日 兼大和介

同 七年 正月十五日 兼内匠大允

同 十一年 三月十八日 為啓内舎人

同 十三年 六月十四日 叙正六位上^{六十五歳}

同 十五年 六月十六日 死^{六十七歳}

これによれば、内舎人原家は在明を初代として創設された。推任推叙の理由は、仙院（光格上皇）の修学院離宮への行幸、臨時祭、仁孝天皇即位式などの時々に、「御衣文紋（御衣紋か）」「故典」に徴し、能く古風をとどめること、精妙な模写を行い、かつ絵を描き、彩色して御物を調進するなど多年の功績を認められてのことと、叙任の記事に続けて特記されている。その多くが、有職故

実の知識をもって御用を勤めたことであった。ちなみに、ここには現われないが、この天保五年に、原家は春日社の式年造替で御用を勤める「春日絵所」職の「株」を、同じく京都の絵師勝山琢文から、いったん第三者の手を経た上で、譲り受けており、このことも推任推叙に作用した可能性がある¹⁹⁾。翌六年、大和介を兼任。これも、『地下家伝』には現われないが、この大和介任官を望んだのも、在明本人よりも父在中の強い意向があったからであり、前年の春日絵所職の取得と併せて考えると、この時期の原家の大和志向がわかり、興味深い²⁰⁾。

天保七年には、内匠大允を兼任、十一年、東宮（のちの孝明天皇）立太子に伴い、啓内舎人に補される。同十三年、正六位上に叙された。同十五年六月十五日に六十七歳で没したが、『地下家伝』には十六日とある。一日のずれは、前稿「原在正と二人の原在敬をめぐって」²¹⁾でも記したが、「原家文書」の『雜記』²²⁾に在照の手で、十五日に死去、翌十六日に「今晩」死去したと届けた、と記録され、その理由が明らかである。

その間、天保八年二月には、養嗣子在照が初めて叙位、十一月にはそれを見届けた父在中が没している。

以上、宮廷での叙位任官の履歴を中心に概観したが、縫殿寮史生原家（伊勢家）の歴代の極位極官をみると、在明が従六位下に進められたのを除くと、正七位に叙されてそのまま終わり、在明の先代高幸が備中介に任じられたほかは、在明の次々代美道（五代目）が常陸大掾、在明（三代目）、次代の守友（四代目）、美道の次代為道（六代目）はそれぞれ、若狭目、越後目、常陸少目と、国の「じょう」・「さかん」とまりである。一方、内舎人原家のそれは在明・在照ともに正六位下に始まって正六位上まで進められ、在明は大和介・内匠大允（じょう）、在照は近江介・内匠少允というように、国の「すけ」にも任じられる。もちろん、だからこそ推任推叙に意味があるのだが、天保五年、在明が内舎人となったことで、父在中が進めてきた、画系の生き残りを賭けた自家の地下官人化という戦略は一応の完成を見たと言えるだろう。

しかし、公的な記録、叙任歴だけでは、絵師としての営みはわからない。そこで次に、原家の事績の一端を、彼らが遺した文献史料のなかから探ってみた。具体的には、京都府立総合資料館蔵「原家文書」のうち、『大宝得』の検討を通じ、享和・文化年間の原家について紹介しようと思う。

二、大宝得について

横帳一冊で、表紙・裏表紙も合わせて全六十二丁。法量は、縦一〇・二センチメートル、横十九・七センチメートル。内容から判断するに、在中の手になると思われ、享和二年（一八〇二）から文化七年（一八一〇）の記事を含む。虫損や破れなど傷みが激しく、錯簡、落丁がある。大福帳のような形状であり、細長い紙を長辺の真ん中で折り、それを重ねてひと綴りとしたもの、さらに幾つか集めて綴じたものである。現状を示すと、

- a、一丁～二十三丁
- b、二十四丁
- c、二十五丁～三十二丁
- d、三十三丁
- e、三十四丁～三十五丁
- f、三十六丁～六十丁

となる。aからfは、まとまりごとに仮に、現状での順番で記号をふつたものである。つまり、表紙に続く二十三丁（a）と、裏表紙に続く二十五丁（f）との間に、一丁分の断簡二葉（b、d）、一続きと思われる八丁（c）と、連続しない二丁（e）が挟まれている。aは十二葉の紙を重ねて折り、最初の一丁に、表紙を下貼りなどして厚くしてつけ、fは十三葉の紙で同様にし、最後に裏表紙をつける。cは四葉、eは一葉の紙からなる。b、dは二つ折りの半分が、折れ目から破れて欠落したものだ、破れ痕から見ても、互いにつながるとは思われず、それぞれ別々の紙から離れたものである。

これを、内容をもとに、また虫損、破れの跡を参考に復元すると、まずeの一葉は、折り目を逆に、山折を谷折にすべきで、こうすると虫損、破れの跡がcと部分的に一致する。内容は完全には連続せず、間に落丁があるものの、cの外側に重ねられていたうちの一枚であろう。b、dがどこに入るべきかは、年号などが出てこないため、即断しかねる。また、aは表紙に「正月吉日」とあるのに対し、本文が五月七日の記事から始まっており、当初からの形かについては疑問が残る。これを簡条書きにすると、

- a、一丁～二十三丁
- ←
- (b、二十四丁?)
- (d、三十三丁?)
- ←
- e、三十五丁表・裏
- ←
- c、二十五丁～三十二丁
- ←
- e、三十四丁表・裏
- ←
- f、三十六丁～六十丁

のようになる(表1)。また、fの冒頭には在明の江戸土産の記事があり、c・eの在明江戸滞在の記事から考えて、完全には連続しないものの、丁が近かったものと推測できる。

三、大宝得の内容と享和・文化年間、原家の動向

次に内容だが、先述のとおり、表紙には「大宝得」と大書し、その両脇に「享和二年」「戊正月吉日」と記され、表紙裏にも「享和二年」の文字がある。冒頭五月七日の記事も享和二年のものと考えてよいだろう。正月から五月六日までが欠落している理由は不明である。以下、順を追って見ておく。

このころ室町通水上ルに引越したらしく、近隣への挨拶や知人からの祝いの品に交じって、弟子の入門の記事などが記される。五月十九日には、「勸修寺様、関東、御下二付」とあって、花活けなどを貰っているが、これは勸修寺経逸（一七四八―一八〇五）であり、彼は寛政五年（一七九三）から、この享和二年（一八〇二）まで武家伝奏を勤めている。また、彼の娘勸修寺嫡子は、光格天皇に嫁し、これに先立つ二年前、寛政十二年（一八〇〇）、皇子を産んでいるが、これがのちに即位して仁孝天皇となり、嫡子は天保十五年（一八四四）に東京極院と追贈される²⁴。すでに原家は在中の代において、要職にある公卿の知遇を得ていた点は見逃し得ない。六月二十五日には、「安藤縫殿大允」か

表1 『大宝得』の錯簡復元案

現状			変更点	復元案									
a	1	オ	五月七日	→	1	オ	五月七日	a	1	オ	五月七日	享和2年(1802)?	享和2年(1802)?
		ウ	七日、九日			ウ	七日、九日						
	2	オ	八日、十日、十三日、十四日		2	オ	八日、十日、十三日、十四日						
		ウ	十四日、十五日、五月十七日、十八日			ウ	十四日、十五日、五月十七日、十八日						
	3	オ	五月十九日、廿日、十七日、廿日、廿一日		3	オ	五月十九日、廿日、十七日、廿日、廿一日						
		ウ	廿一日、同、廿四日、廿四日、廿六日、廿七日			ウ	廿一日、同、廿四日、廿四日、廿六日、廿七日						
	4	オ	同、廿九日、廿九日、晦日		4	オ	同、廿九日、廿九日、晦日						
		ウ	朔日、六月九日、六月九日、十一日、十九日			ウ	朔日、六月九日、六月九日、十一日、十九日						
	5	オ	廿二日、廿四日、廿五日		5	オ	廿二日、廿四日、廿五日						
		ウ	七月、十一日、七月十三日、同			ウ	七月、十一日、七月十三日、同						
	6	オ	十七日、廿日、同日、同日、十九日		6	オ	十七日、廿日、同日、同日、十九日						
		ウ	廿日、廿日、廿日、同、同			ウ	廿日、廿日、廿日、同、同						
	7	オ	廿一日、七月廿一日、八月十八日		7	オ	廿一日、七月廿一日、八月十八日						
		ウ	八月十四日、八月廿八日			ウ	八月十四日、八月廿八日						
	8	オ	九月二日、九月、九月十二日		8	オ	九月二日、九月、九月十二日						
		ウ	九月十五日、九月、九月晦日、十月七日			ウ	九月十五日、九月、九月晦日、十月七日						
	9	オ	十一月九日、八日		9	オ	十一月九日、八日						
ウ		九日、十一月十三日、同、十一月十四日、同	ウ	九日、十一月十三日、同、十一月十四日、同									
10	オ	十一月十五日、十一月十七日、十一月十六日、七日、九日	10	オ	十一月十五日、十一月十七日、十一月十六日、七日、九日								
	ウ	霜月廿九日、十二月朔日、十二月三日、十一月、十二月三日、十二月四日		ウ	霜月廿九日、十二月朔日、十二月三日、十一月、十二月三日、十二月四日								
11	オ	十一月、八日、享和三年正月廿四日、正月廿二日	11	オ	十一月、八日、享和三年正月廿四日、正月廿二日	享和3年(1803)	享和3年(1803)						
	ウ	正月廿三日、正月廿二日、正月廿八日		ウ	正月廿三日、正月廿二日、正月廿八日								
12	オ	閏正月八日、三月十四日、享和亥年六月廿日～七月十一日、七月十九日、廿一日	12	オ	閏正月八日、三月十四日、享和亥年六月廿日～七月十一日、七月十九日、廿一日								
	ウ	享和三[四の間違]甲子正月廿二日、廿五日～廿六・七・八、廿九日～卅日、二月一日、二日、三日、四日、五日、六日、七日、八日、九日、十日、十一日、十二日、十三日、十四日		ウ	享和三[四の間違]甲子正月廿二日、廿五日～廿六・七・八、廿九日～卅日、二月一日、二日、三日、四日、五日、六日、七日、八日、九日、十日、十一日、十二日、十三日、十四日	享和4年(1804)	享和4年(1804)						
13	オ	十五日、十六日、十七日、十八日、十九日、廿日、廿一日、廿二日、廿三日、廿四日、三月十五日～十六日、十七日、十八日、十九日、廿日、廿一日、廿三日、廿五日、廿六日、廿八日、廿九日、三十日	13	オ	十五日、十六日、十七日、十八日、十九日、廿日、廿一日、廿二日、廿三日、廿四日、三月十五日～十六日、十七日、十八日、十九日、廿日、廿一日、廿三日、廿五日、廿六日、廿八日、廿九日、三十日								
	ウ	四月一日、二日、三日、四日、五日、六日		ウ	四月一日、二日、三日、四日、五日、六日								
14	オ	廿日、五月六日、五月十八日、十九日、廿日、廿一日、廿二日、廿三日、廿四日	14	オ	廿日、五月六日、五月十八日、十九日、廿日、廿一日、廿二日、廿三日、廿四日								
	ウ	五月八日、九日、十日、十一日、十二日、十三日、十四日、十五日、十六日、十七日、十八日、十九日、廿日、廿一日、廿二日、廿三日、廿四日、廿五日、廿六日、廿七日、廿八日、廿九日		ウ	五月八日、九日、十日、十一日、十二日、十三日、十四日、十五日、十六日、十七日、十八日、十九日、廿日、廿一日、廿二日、廿三日、廿四日、廿五日、廿六日、廿七日、廿八日、廿九日								
15	オ	六月一日、二日、三日、四日、五日、六日、七日、八日、九日、十日、十一日、十二日、十三日、十四日、十五日、十六日、十七日、十八日、十九日、廿日	15	オ	六月一日、二日、三日、四日、五日、六日、七日、八日、九日、十日、十一日、十二日、十三日、十四日、十五日、十六日、十七日、十八日、十九日、廿日								
	ウ	八月七日、八日、九日、十日、十一日、十三日、十七日、廿六日、廿七、廿八、廿九、三十、九月一日、二日、三日、四日、五日、六日、七日、八日、九日、十日		ウ	八月七日、八日、九日、十日、十一日、十三日、十七日、廿六日、廿七、廿八、廿九、三十、九月一日、二日、三日、四日、五日、六日、七日、八日、九日、十日								
16	オ	八月十五日～十六日、十七日、十九日	16	オ	八月十五日～十六日、十七日、十九日								
	ウ	九月十一日～十七日、九月十八日、十九日、廿日、廿一日、廿二日、廿三日、廿四日		ウ	九月十一日～十七日、九月十八日、十九日、廿日、廿一日、廿二日、廿三日、廿四日								
17	オ	廿五日、廿六日、六月六日～七日、八日、九日、十日、十一日、十二日、十三日、十四日、十五日、十六日、十七日、十八日、十九日、廿日、廿一日、廿二日、廿三日、廿四日、廿五日、廿七日、廿八日	17	オ	廿五日、廿六日、六月六日～七日、八日、九日、十日、十一日、十二日、十三日、十四日、十五日、十六日、十七日、十八日、十九日、廿日、廿一日、廿二日、廿三日、廿四日、廿五日、廿七日、廿八日	荻野河内守=文化2年(1805)	荻野河内守=文化2年(1805)						
	ウ	廿九日、七月一日、二日、三日、四日、五日、六日、七日、八日、九日、十日、十一日、十二日、十三日、十四日、十五日、十六日、十七日、十八日、十九日、廿日、廿一日、廿二日、廿三日、廿四日、廿五日、廿六日、廿七日、廿八日、廿九日、八月、一日、二日、三日、四日		ウ	廿九日、七月一日、二日、三日、四日、五日、六日、七日、八日、九日、十日、十一日、十二日、十三日、十四日、十五日、十六日、十七日、十八日、十九日、廿日、廿一日、廿二日、廿三日、廿四日、廿五日、廿六日、廿七日、廿八日、廿九日、八月、一日、二日、三日、四日								

18	オ	五日、六日、七日、八日、九日、十日、十一日、十二日、十三日、十四日、十五日、十六日、十七日、十八日、十九日、廿日、廿一日、廿二日、廿三日、廿四日、廿五日、廿六日、廿七日、廿八日、廿九日、後八月一日、一日、三日、四日、五日、六日、七日、八日、九日、十日、十一日、十二日	後八月=文化5年(1805)
	ウ	十三日、十四日、十五日、十六日、十七日、十八日、十九日、廿日、廿一日、廿二日、廿三日、廿四日、廿五日、廿六日、九月六日、七日、八日、九日、十日、十一日、十二日、十三日、十四日、十五日、十六日、十七日、十八日、閏八月五日~十八日	閏八月=文化5年(1805)
19	オ	十月十日、四月、六月二日	
	ウ	二日、四日、六日、八日、十日、十三日、十六日、十九日、廿三日、廿七日、七月二日、五日、十日、十四日、十七日、廿日、廿六日、八月二日、六日、十一日、十六日、廿一日、九月六日、十一日	
20	オ		
	ウ	九月十四日、十七日、廿三日、廿八日、十月五日、十七日、廿五日、十一月六日、十五日	
21	オ		
	ウ	十二月十八日、廿七日、九日、正月十日、廿二日、十三日、廿四日、廿日、十七日、廿五日、廿二日、廿五日、二月、四日、八日、十二日	
22	オ		
	ウ		
23	オ		
	ウ	十四日、十五日、同、十六日	
落丁?			
b 24	オ	十七日、同、十七日	松波越前介=文化3年(1806)12月27日以降
	ウ	十七日、十八日、十九日	
落丁?			
25	オ	六月廿一日、廿四日、廿四日、同	
	ウ	七月六日、七月八日、七月九日、七月八日	
26	オ	七月朔日、七月四日、六月廿七日、七月八日	
	ウ	十四日、十七日、廿一日	
27	オ	七月廿七日、七月廿八日	
	ウ	八月九日、八月十六日	
28	オ	八月十三日	
	ウ	八月廿一日	
29	オ	廿二日	
	ウ	八月廿五日	
30	オ	廿七日	
	ウ	八月廿九日、八月晦日、同日	
31	オ	九月朔日、九月三日	
	ウ	三日、九月五日、五日、九月九日	
32	オ	九月十日	
	ウ	十一日	
落丁?			
d 33	オ	同、同、廿二日、十一日、十三日、十三日、同、	
	ウ	同日	
落丁?			
e 34	オ		
	ウ		
e 35	オ	五月廿三日、六月十五日、十九日、廿一日	
	ウ	六月廿一日、六月七日	
落丁?			



18	オ	五日、六日、七日、八日、九日、十日、十一日、十二日、十三日、十四日、十五日、十六日、十七日、十八日、十九日、廿日、廿一日、廿二日、廿三日、廿四日、廿五日、廿六日、廿七日、廿八日、廿九日、後八月一日、一日、三日、四日、五日、六日、七日、八日、九日、十日、十一日、十二日	後八月=文化5年(1805)
	ウ	十三日、十四日、十五日、十六日、十七日、十八日、十九日、廿日、廿一日、廿二日、廿三日、廿四日、廿五日、廿六日、九月六日、七日、八日、九日、十日、十一日、十二日、十三日、十四日、十五日、十六日、十七日、十八日、閏八月五日~十八日	閏八月=文化5年(1805)
19	オ	十月十日、四月、六月二日	
	ウ	二日、四日、六日、八日、十日、十三日、十六日、十九日、廿三日、廿七日、七月二日、五日、十日、十四日、十七日、廿日、廿六日、八月二日、六日、十一日、十六日、廿一日、九月六日、十一日	
20	オ		
	ウ	九月十四日、十七日、廿三日、廿八日、十月五日、十七日、廿五日、十一月六日、十五日	
21	オ		
	ウ	十二月十八日、廿七日、九日、正月十日、廿二日、十三日、廿四日、廿日、十七日、廿五日、廿二日、廿五日、二月、四日、八日、十二日	
22	オ		
	ウ		
23	オ		
	ウ	十四日、十五日、同、十六日	
落丁?			
b 24	オ	十七日、同、十七日	松波越前介=文化3年(1806)12月27日以降
	ウ	十七日、十八日、十九日	
落丁?			
d 33	オ	同、同、廿二日、十一日、十三日、十三日、同、	
	ウ	同日	
落丁?			
e 35	オ	五月廿三日、六月十五日、十九日、廿一日	
	ウ	六月廿一日、六月七日	
落丁?			
25	オ	六月廿一日、廿四日、廿四日、同	
	ウ	七月六日、七月八日、七月九日、七月八日	
26	オ	七月朔日、七月四日、六月廿七日、七月八日	
	ウ	十四日、十七日、廿一日	
27	オ	七月廿七日、七月廿八日	
	ウ	八月九日、八月十六日	
28	オ	八月十三日	
	ウ	八月廿一日	
29	オ	廿二日	
	ウ	八月廿五日	
30	オ	廿七日	
	ウ	八月廿九日、八月晦日、同日	
31	オ	九月朔日、九月三日	
	ウ	三日、九月五日、五日、九月九日	
32	オ	九月十日	
	ウ	十一日	
落丁?			
e 34	オ		
	ウ		
落丁?			

f	36	オ		
		ウ		
	37	オ		
		ウ		
	38	オ		
		ウ		
	39	オ		
		ウ		
	40	オ		
		ウ		
	41	オ		
		ウ		
	42	オ		
		ウ		
	43	オ		
		ウ		
	44	オ		
		ウ		
	45	オ		
		ウ		
		オ		
	46	ウ	閏六月	文化5年 (1808)
	47	オ	同、同、同、同、同、同、同、同、同	
		ウ	閏六月廿四日、閏月廿八日	
	48	オ	七月二日、七月六日、八日、十日、十一日、 十七日、十八日	
		ウ	七月八日、八日、九日、十一日、十二日、十四 日、四日、六日、七日、八日、十日、十二日、 廿日、十日、八日、六月、同、七月、	
	49	オ	六月	
		ウ	巳正月八日	文化6年 (1809)
	50	オ	正月十日、廿五日	
		ウ	正月■二月、六日、七日、八日、九日、十日、 十一日、三月十一日、同、十三日、十四日、 十五日、十七日、十九日、七日、五月八日、 同、二月十七日	
	51	オ	廿九日、十二日、三月十六日	
		ウ	三月廿三日、廿一日、三月廿四日、四月廿四日	
		オ		
	52	ウ	十二日、十三日、十四日、十三日、十九日、廿 日、廿一日、廿二日、廿三日	
		オ	五月廿六日、廿七日、廿八日、	
	53	ウ	廿八日、廿九日、卅日、六月朔日、二日	
オ		六月二日、六月一日、七月廿二日		
54	ウ	七月、七月廿三日、七月廿八日		
	オ	同月廿日、同月、廿六日、廿八日		
55	ウ			
	オ	廿六日、十月二日、二日、十月四日、十月廿四 日、		
56	ウ	十月廿七日、廿一日、十月廿八日、十一月七 日、十一月十一日		
	オ	十一月十四日、十一月十三日・十四日		
57	ウ	十二月十三日		
	オ	八日		
58	ウ	文化七年庚午正月、七日、五日、八日、九日、 正月十日		
	オ	十三日、正月十九日、正月十八日		
59	ウ	来廿五日午刻迄		
	オ	二月三日午刻迄、廿六日		
60	ウ			



f	36	オ		
		ウ		
	37	オ		
		ウ		
	38	オ		
		ウ		
	39	オ		
		ウ		
	40	オ		
		ウ		
	41	オ		
		ウ		
	42	オ		
		ウ		
	43	オ		
		ウ		
	44	オ		
		ウ		
	45	オ		
		ウ		
		オ		
	46	ウ	閏六月	文化5年 (1808)
	47	オ	同、同、同、同、同、同、同、同、同	
		ウ	閏六月廿四日、閏月廿八日	
	48	オ	七月二日、七月六日、八日、十日、十一日、 十七日、十八日	
		ウ	七月八日、八日、九日、十一日、十二日、十四 日、四日、六日、七日、八日、十日、十二日、 廿日、十日、八日、六月、同、七月、	
	49	オ	六月	
		ウ	巳正月八日	文化6年 (1809)
	50	オ	正月十日、廿五日	
		ウ	正月■二月、六日、七日、八日、九日、十日、 十一日、三月十一日、同、十三日、十四日、 十五日、十七日、十九日、七日、五月八日、 同、二月十七日	
	51	オ	廿九日、十二日、三月十六日	
		ウ	三月廿三日、廿一日、三月廿四日、四月廿四日	
		オ		
	52	ウ	十二日、十三日、十四日、十三日、十九日、廿 日、廿一日、廿二日、廿三日	
		オ	五月廿六日、廿七日、廿八日、	
	53	ウ	廿八日、廿九日、卅日、六月朔日、二日	
オ		六月二日、六月一日、七月廿二日		
54	ウ	七月、七月廿三日、七月廿八日		
	オ	同月廿日、同月、廿六日、廿八日		
55	ウ			
	オ	廿六日、十月二日、二日、十月四日、十月廿四 日、		
56	ウ	十月廿七日、廿一日、十月廿八日、十一月七 日、十一月十一日		
	オ	十一月十四日、十一月十三日・十四日		
57	ウ	十二月十三日		
	オ	八日		
58	ウ	文化七年庚午正月、七日、五日、八日、九日、 正月十日	文化7年 (1810)	
	オ	十三日、正月十九日、正月十八日		
59	ウ	来廿五日午刻迄		
	オ	二月三日午刻迄、廿六日		
60	ウ			

ら「養女二付土産」として金百疋が贈られているが、これは前後の文脈が不明ながら恐らく、地下官人の安藤定弘の娘を原家へ養女に迎えて、持参金があったと言ふことか。定弘は縫殿寮で、同寮史生である在明の直属の上司にあたる。在中の目は早い時期から、官廷・公卿社会へ向けられていたということになる。

九月二日には、醍醐寺三宝院へ「観音像」を調進した記事がある。典拠不明ながら、在中が同院へ絵を教えに行き、在中の後は梅戸在親がそれを継いだ、と伝えられていることも興味深い¹⁰⁾。

翌享和三年六月二十日から七月十一日には「鞍馬寺之縁起小軸」三巻のうち一卷目を摸写し終えて、同十九日、二十日に裏打ちが終わり、金子仙左衛門なる人物に渡した、との記事がある。鞍馬寺の縁起には狩野元信が描いた「鞍馬蓋寺縁起」(永正十年(一五二三)奥書)があり、その数種の写本が現存するが、原本の行方は不明である。相澤正彦「狩野元信の鞍馬蓋寺縁起絵巻について―新出の毛利家模本に関連して―」は、藤原貞幹「好古小録」(寛政六年(二七九四)序)に採録されることから、原本の消失が文化十年(一八一三)の大火による可能性を指摘する¹¹⁾。このとき模写した「鞍馬寺之縁起」が元信の原本を指すとは断言しかねるが、可能性は高いだろう。相澤の紹介する模本との関係も未詳である。同寺中「妙寿院」で写して、旅宿は門前だったと記す。

この年の記事は、それで終わりで、丁の裏は「享和三甲子正月」から始まる。甲子は享和四年に当たることから、「三」は誤記。なお、この年は甲子革命に当たするため、二月十一日に文化と改元される。正月二十二日から四月六日にかけて、日にちが列記され、その側に「休」「半」「宿」などの文字が併記される。その直後に、「禅林寺縁起一卷之方出来」とあり、これも摸写の記事と思われる。都合四十六日で「手伝七日」とあるのは、「(三月)三十日夕」の文字の傍に「善藏手伝」とあり、四月の六日までの七日間のことであろう。延べ「五十三人手間」とあり、報酬の算出方法が延べ人数に拠るものであったことがわかる。

禅林寺は永観堂のことで、ここに所蔵される「縁起」といえば、重要文化財の禅林寺本《通念仏縁起絵巻》二巻だろう。模写した卷子について、大きさを「天地一尺二寸」、長さが「廿七丈壹尺八寸」で、表装を除くと天地は「九寸二分半」と記す。「土佐之筆」、つまり土佐派の作品と記されるが、禅林寺本《融

通念仏縁起絵巻》は土佐光信筆の伝承を持ち、今日では、それより一代前の土佐派の絵師二人の手とされる¹²⁾。また、ここでも「松山や敷」の「金子千左衛門」なる人物の「取次」と直後に記される。松山屋敷とは愛媛の松山藩松平家の京屋敷であろう。大名家との関わりは興味をひく。

「禅林寺縁起」に続き、五月、六月、八月、九月に、やはり禅林寺で「融通念仏縁起」二巻と、その勧進帳の摸写をする記事があり、推測は裏づけられる。九月半ばからは、在明と弟子の高倉在孝が加わっている。《融通念仏縁起絵巻》には室町時代までに成立したこの禅林寺本など数種が知られるほか、近世の摸本として狩野伊川院・晴川院による清涼寺本の写しや版本が既に紹介されている¹³⁾が、この原派によるものは所在が確認できない。

同時期には「在明、右之手、ダルキ故、療治」として膏薬や、在明に出された薬の服用回数¹⁴⁾の記録などが交じる。aはここまで、文化元年(一八〇四)¹⁵⁾で終わっている。

つづくbは、「餞別」に「到来」した品物の記録で、cが「見舞到来」の記事で始まる事から、丁離れののち、整理される時に、ここに入れられたものだろう。これが妥当であるかは、今のところ不明である。ただし、そこに記載された餞別のうち、公卿五人の「染筆」の官職から、文化二年(一八〇五)から三年(一八〇六)の記事の可能性が高い。つまり、藤波季忠(一七三九―一八一三)が「前祭主」と表記され、彼の跡を継いで祭主となった、子の寛忠(二七五九―一八二四)が祭主を辞する文化三年以前と考えられ、藤谷為脩(二七八四―一八四三)が「少将」と表記され、彼が左近衛権少将に任じられるのは文化二年¹⁶⁾だからである。

cは、先述の通り、八丁分あつて「見舞」の品々の到来の記事から始まる。書体は大方、粗くなっており、傷みも多く読みづらい。冒頭は失われた、前の丁からの続きで、前後から判断して六月二十一日頃からの記事であるが、年が不明である。この八丁の間には年号は一度も現れない。さて、七月に入り、興味深い記事が登場する。「七月朔日、江戸、在明 書状到来」以降がそれで、在明が江戸に滞在していて、京にいる在中に書状を送っているのである。この一連の記事は後述するように文化四年であることが明らかである。この在明の江戸滞在については、次章で検討する。

dにはまた、主に「餞別到来」の記事がならぶ。bの「餞別」と一連のもの

かどうかは不明。

e は二丁だが、日付が連続しない。ここにも、在明の江戸滞在に関わる記事があり、これも次章で検討したい

f は、現状では裏表紙まで一続きで、冒頭四丁は人の名と住所などが列記される。そのあとに、「在明、東武ヨリ上京、土産物扣」とあり、六丁半にわたって誰に、何を土産にしたかが書き連ねられる。「土産物扣」の直後には「閏六月」の記事があり、これが文化五年（一八〇八）である事が判かる。土産物を配ったのが同年の事なのか、帰京した同四年（一八〇七）のことであるかは、判からない。

以後、弟子の入門、到来物、絵の仕事の記事が続くのに交じって、「お身」の薬の服用回数なども記される。「お身」が誰であるかは不明だが、原家の女性で、ほかの箇所でも「おしん」とも記される。彼女は文化五年五月から翌六年（一八〇九）の間、何人かの医者から薬を貰ったり、「御さすり」の治療を受けるなどしているが、その甲斐なく同六年六月二日に死去したことが記されている。

文化六年二月には三条家からの「菊綴」の色合わせの問合せに答えている。白に「茄土」の取り合せが、「後三年二有」り、と返答したというが、「菊綴」は直垂、水干、素襖などの装束で縫い目に綴り付ける装飾で、総にした糸を菊の花状に広げたものと、皮紐などを結んだものがある。「後三年」とは《後三年合戦絵巻》であろう。このような有職に関する問い合わせが公卿から来ていること、答えるのに古画に基づいていることは、このうち原派が向かった方向性を考えると興味深い。

最後に文化七年（一八一〇）の記事があるが、正月から二月までである。この年は、仙洞御所に扇面を納めているらしく、二十五日（二月か）午の刻までに「中彩色、草花、交金はり」の下絵二通を差し出し、その後、二月三日までに「下絵窺之通」り調進する様に仰せ付かった、と書きとめる。仙洞は当時、今上の光格天皇の先代、後桜町上皇（一七四〇—一八一三、在位一七六二—一七七〇）である。

ここまで『大宝得』の内容を概観してきたが、全体に見渡してみると、記述も時期によって精粗の差が大きく、また、日次記とは異なり、気が付いた時に、思いついた順に書きとめたようで、月日は前後して書かれてもいる。ま

た、落丁と錯簡によって、時期の特定できない部分や空白の時期があることも残念である。特に、享和二年（一八〇二）から文化七年（一八一〇）の足掛け九年のうち、文化二、三年（一八〇五・六）の大半と同四年（一八〇七）の前半が完全に欠けているのが惜しまれる。とは言え、原家がこの享和・文化年間に盛んに古画の模写を行い、それと同時に有職の知識によって存在感を示し始めていたことが明らかになる。また、後述するように在明が江戸に下向、滞在し、大名家との接点も見出されることから、地下官人として朝廷・公卿社会を存立基盤とする画系存続のための方策と同時に、武家社会にも眼を向けていた点も興味深い。

四、原在明の江戸下向

在明が江戸に下向したのは文化四年（一八〇七）である、と言える理由は、c に記された永代橋崩落の記事による。引用すると、三十一丁裏に、

八月晦日

在明が八月廿日以書状、永代橋落百余人水難之由、幸まぬかれ悦候由申来、

とあり、続いて三十一丁裏から三十二丁表にかけて、

芦川拓景人来見舞、

江戸永代橋落人多死候事、在明が八月廿日書状ニ申来□□

在明無難御礼□□^{〔虫想〕}
□□来、

という。江戸に滞在していた在明からの八月二十日付の書状に、永代橋が落ちて、多数の死傷者が出たが、自分は近くにいながら幸いまぬがれた、と書かれているのである。永代橋崩落で多数の死傷者を出したのは、文化四年八月十九日の事件をおいて他にない。永代橋は、元禄十一年（一六九八）八月に開通、長さ約二百メートルの江戸第一の長橋であったが、文化四年八月十九日、深川八幡祭に向かう群集のため崩れ落ち、四百余人が死亡を確認され、行方不明は

二千人、という⁹⁰⁾。

『武江年表』⁹¹⁾によれば、深川八幡宮の祭礼は隔年で行なわれていたものを、喧嘩騒ぎで十二年間、取り止めになっていたが、この文化四年に久しぶりに執り行われた。当初、八月十五日の予定が雨天で延期となつて、十九日になつた。江戸や近在から見物が押しかけ、昼四つ時、「靈巖島の出しねり物」が永代橋東詰めに差し掛かり、橋の上は群集で溢れたところへ真中から深川寄り三間余りのところを踏み崩して、重なる様に人が落ちて行つた。「助かりしは稀」という惨事であつた。

つまり、一連の、在明江戸滞在の記事を含む、この八丁分は文化四年の記事という事が確認できるのである。

では、在明はいつから、どのような経緯で、江戸に下向していたのか。落丁のため、cの在明の江戸滞在は確認できても、下向の時期は『大宝得』からは不明である。そこで、地下官人としての在明を統轄する立場にあつた押小路家の記録にあたると、はたして、文化四年四月条に在明の関東下向の記事がある。国立公文書館内閣文庫蔵『大外記師贄記』文化四年四月十二日・十四日・十五日条⁹²⁾を引用する。

〔十二日〕

一、安藤縫殿允人来、史生原若狭目関東⁹³⁾有之親類方へ依罷下、御暇之願書持参也、来十七日夕五十日之間申願度旨也、

〔十四日〕

一、千種前黄門分縫殿寮史生御暇願書之改之義被示、何寮之義書改可被出之間、則千種家へ差出畢、

〔十五日〕

一、千種前中納言以使夜半可参旨被示也、

一、即刻千種家へ行向候処、縫殿寮史生原若狭目関東下向御暇之事、願之通被仰出旨被示候也、

一、縫殿寮大允定弘へ御暇被仰出候事并早々殿下・伝奏両卿等へ御礼参入可然申遣事、

一、原若狭目入来、御暇願之通被仰出候御請御礼也、并明後日発足之間無余日、仍暇乞等申述之旨申置由也、

これによると、在明の下向は、当然のことながら官廷に正式に暇を願ひ出たものだったことがわかる。京都発足は四月十七日で、暇は五十日として届け出た。また、下向の理由として、江戸の親類の許へ行く、と記すが、寡聞にして原家に江戸の親類があつたとは聞かない。あつたとすれば新事実だが、真偽のほどは定かでない。また、江戸の在明からの手紙からも親類とわかる者はいない。たとえば、在明の父在中と親しく、後援者だつたと考えられる大黒屋杉浦家などは江戸店があつたし、ほかにも血縁の有無はともかく、親類と称すべき誰かがいて、全くの虚偽ではないのかもしれない。

また、さきに触れたようにeの二丁分のうち三十五丁には、cの記事に先立ち、尚且つ同じ江戸滞在中のものと思われる記事がある。少々長くなるが引用する。

〔三十五丁表〕

南都菊やへ書門⁹⁴⁾

咄五月廿三日夕〇門⁹⁵⁾

参候て三日、四日比江戸へかへり候との事、

六月十五日

○表具師宇兵衛、菓子見舞として持参の事、

在明、日光山ヨリ六月六日⁹⁶⁾帰り候由、杉浦治郎左衛門、六月廿日入来、咄在之由、杉浦店ヨリ六日切たより⁹⁷⁾申来候由、

十九日

○足立権九郎見舞、

○廿一日

カキヤ善兵衛分水仙粽二把、見舞到来、

『三十五丁裏』

六月廿一日

大坂与二兵衛ト申人、在明日光山へ参候道連ニ成言付被頼、尋被来候、在中他出、直会対面、在明達者ニテ六日ニ江戸へ帰り由ツゲ被申候事、

六月七日

喜八郎殿入来、在中留守、在中参候節、喜八郎留守、彼是間違ヤウク、六月廿日対面、承候所、義堂先生、在明取立、大名方へ披露ニ遣度ニ付日延（マシ）

cの冒頭で日付として出てくるのは六月二十四日であるが、ここには同月十五日付の記事から始まり、内容は五月末から六月二十日ころである。前後の文脈から判断するに、在明は五月二十三日ころから日光に行き、六月三、四日には江戸へ戻る予定とあり、実際には六日に帰ったことが記される。在明が江戸のみならず、日光にまで足を延ばしていた点は、この時期の京都絵師の事績としては興味深い。また、江戸で在明が頼っていたと思われる脇坂義堂が在明を「取立、大名方へ披露」のため日延べにしたい、と言って来ているようだが、あとが欠失して、その後どうなったのかは不明である。

さて、さきに見たとおり、在明の江戸下向の暇は、四月十七日から五十日間だったはずである。ということは、本当なら日光から江戸にもどった翌日、六月七日が五十日目にあたり、これまでに帰京していなければならなかったはずである。しかし、すでに見たように、在明は八月十九日の永代橋崩落事故を間近に目の当たりにしているのである。そこで思い返されるのは、脇坂義堂が大名に披露のため日延べにしたいと言ってきたという件りである。再び、『大外記師贄記』を見ると、文化四年五月三十日に、

一、安藤縫殿少允入来、史生原若狭目去ル四月十七日関東下向、御暇相願五十日之間、可令上京之処、於彼地依所勞遂保養、仍今暫上京延引之事旨、亦願越之間、此旨可然奉願旨書付持参、即刻御使月番広橋前並相許へ差出落手也、

とあり、翌六月一日には武家伝奏広橋伊光の遣いに師贄が呼ばれ、家僕を遣わすと願いの通り仰せ出されたことを下知するよう命じられ、安藤定弘を通じて伝えた。この時点では在中も容認し、さらには正式に願ひ出で許されたものだったことが確かめられる。延引の理由は関東で所労のため保養するから、である。同時期、日光まで足を伸ばしていることから考えて、仮病だろう。そして、帰京の時期はcの記事、および『大外記師贄記』から推定できる。

永代橋の事故を知らされたのは延引を願ひ出で、すでに三箇月になろうとしている時期である。この前後、在中は帰京催促の書状を矢継ぎ早に送っていた。それより約一箇月前の七月末頃から江戸滞延の滞長の記事がみえる。まず、二十七丁表の七月二十七日条に江戸の在明が同月十六日に出した書状が届き、杉浦に頼んで粉本を早便で送ったりしているが、二十七丁表から裏にかけての、その翌二十八日条に、

七月廿八日

藤野左衛門の尉殿入来、江戸脇坂義堂先生今御頼ニ而在明今壹月半江戸滞留為致呉候様トノ事御頼ニ而御入来也、在中対面承也、随分承知候得共、御所表無摺義申談候所、藤野云ニ者御同心ニ而其趣八月中滞留ナレハ壹月半ニ成候間、其後早々帰京可被成様申遣候トノ事也、

在中も紙面ニ書取、則藤野書ヲ頼一包御下シ被下候様ニト、八朔在孝ニ為持遣候所、御承知ニ而御下シ被下候答ニ御座候事、

とある。この時点で在中は八月中滞延すると一箇月半なので、その後すぐに帰るように、と同意している。以後、江戸の脇坂義堂、在明と在中との間で帰京時期をめぐる遣り取りがある。八月十六日条には、

八月十六日

一、江戸在明へ八月下旬今帰京可仕様申遣事、

とあり、これに対し、いまだ在中からの書状を受け取っていない在明と脇坂義堂からの八月六日に出した書状が届く。

八月六日出、在明分書状到来、九月帰京様子ニヨリ賀州へ立寄度由申来、八月六日、脇坂分江戸義堂先生分書状到来、九月同道ニて帰京之由申来ル、

ここで突然、江戸からの帰りに「賀州」に立寄りた、という話が持ち上がる。これも脇坂義堂の在明を大名に周旋しようという計らいの一環だったのだろうが、在中のいる京都では、そうも言っていない事態が出来していたようである。引用部分の直後に、

八月十三日

在明江戸滞留余長キ故、山口将監殿広橋家ニて承候所、八月中帰京ナラハヨシ、左ナケレハ改テ断申出ヘシ、御沙汰悪シキ由ツケ来、又タレモミナ、余帰京延引故、気毒ガラレ候也、右ニ付、六日限ニ急飛脚紙面出候也、八月中発足、九月早々京着ト申遣候、

とある。「山口将監」つまり左史生で右近将監の山口知昌^⑧が在中の許にやって来て、広橋家での伝聞として、八月中に帰京ならよいがそうでなければ改めて届け出るべし、といい、評判が悪いと告げる。慌てた在中は六日限りで届く速飛脚で、八月中に江戸を発ち、九月早々に京都には着くようにと書状を送る。以後、在明・脇坂義堂と、在中との間で立寄るか否か、帰京をいつにするかをめぐって、激しい遣り取りが交わされ、その間に永代橋崩落事故が現われるのである。

八月二十三日には、杉浦を通じて送った書状に「加州へ参候事、大ニ悪シ」と記し、元来、江戸下向のお許しは頂戴したが、「加州」に下向とのお許しは頂戴していない、といい、八月二十五日、人を介して在明が「加州へも参度由申候故」、つまり、行きたいと言ってきたので、「大ニシカリ、急々帰京可仕様、尤加州立寄候事、大ニ悪」と書き送ったようである。そして、「御所」に対し申し訳が立たないと述べる。在明・義堂もなかなか譲らず、たびたび「加州」行きを主張するが、そのたびに叱るなどしている。

この時期の原家の状況を考えてみると、前稿「原在正と二人の原在敬をめぐって」^⑨で紹介したとおり、前年の文化三年に、在中は期待を寄せていた長男

在正を勘当した直後にあたる。ここで、恐らく少なくない出費をして、せつかく地下官人の養子とした在明にまで背かれ、不行跡を理由に官を追われては、という在中の焦りも理解出来る。しかし、これは何も在中が大袈裟で心配症とばかりは言えないようである。八月二十七日条のあとに、

谷口文助見舞、帰京延引大ニ気毒ガリ、表向へアラハレマイモノテナシトテ心配被致候事、

つまり、表向きに現れないものでなし、と心配されており、八月二十九日には再び山口知昌がやって来て、

一、山口将監入来、帰京延引取沙汰在之、気毒ガリ、色々咄在之候事、

と帰京が伸びていることが取り沙汰されていることを気の毒がられたように、武家伝奏など要職をつとめた公卿広橋家にまで伝わるほどに、状況は切迫していたのかもしれない。

八月三十日に受け取った同二十三日付の在明書状によれば、在明は父の剣幕に「加州」行きを断念したようで、九月二日頃帰京のつもりだが、延引するかもしれず何日かは定まらない、と不貞腐れ気味で送って寄こした。これに一同心配するが、在中が二十三日に送った、さきの「大ニシカ」った書状への返書で、「八月廿八日発足、九月九日・十日ノ内帰京之由申来候間」、つまり二十八日に江戸を発ち、九月九日、十日のうち帰京する、と知らされる。これを知って、「家内大ニ悦、安藤・脇坂喜八郎・杉浦・足立・山口其々へ紙面ニ而申遣候也、松太・金山へモ申遣候事」、家内中喜んで、心配してくれた人々へも報らせている。

結局のところ、九月に入って、二十八日に出発のはずが風邪で延びたとの書状が来て、さらに九月一日出発のつもりが、用事が済み兼ね、二日出発、「十四、五、六京着、様子ニヨリ十七日ニモ相成可申由申来」など、延ばし延ばしにはしたものの、在明は渋々、帰京の途についていたようである。cは九月十一日の記事で終わるため、ここから帰京の日は知れないが、『大外記師贄記』九月十四日条に、

一、縫殿寮史生原若狭目、先達而関東下向之処、依所勞御暇増日願等有之、其後保養調、帰京届として入来也、

とあり、これ以前と判明する。

ともあれ、これら、原家内外の文献史料によって、在明が文化四年四月から九月にかけて百四十五日間にわたって江戸に下向し、その間ほぼ四箇月滞在し、日光にも足を運んでいたことが確かめられる。そして、eのもう一丁、三十四丁裏には、「江戸^二而知人之名前^一」の表題があつて、江戸で知遇を得た人を書き出している。恐らく、在明が江戸から帰京して間もない、九月半ば以降のものである。

そうしてみると、現状とは逆さに折つたeの三十五丁にある、六月の記事からcの冒頭の六月二十四日との間、cの末尾の九月十一日の記事からeの三十四丁にある江戸での知己を記す記事の間にも、落丁はそう多くないものと考えられる。さらに、fの冒頭には、四丁にわたって住所と人名が列記されており、そのほとんどが京都在住の公卿や地下官人、絵師⁵⁾などであるが、その二番目に一件だけ江戸の人物の名が挙がる。

かんた橋外

水野壱岐守様

江戸留守^{〔留守〕}主居

坂部源蔵

安房国北条藩の水野家の江戸留守役である⁶⁾。そして、人名列記に続く、四十丁には、「在明東武ヨリ上京土産物扣」との表題のもと、在明の江戸土産とそれを渡した先の名前が列挙されている。よって、eとfの間の落丁もそう多くないだろう。

さて、在明が江戸へ下るのに東海道を通つたのか、中山道を通つたのかは不明だが、富士山は江戸からも見えたであろうし、東海道であれば間近に見えたはずである。宮島の言う「真写」は、この時とは別に文化七年(一八一〇)にも行って描いたのかもしれないが、ここでは、在明がそれ以前に確実に江戸へ行っており、富士山付近を通過した可能性の高い事を指摘しておく。「在明東

武ヨリ上京土産物扣」には、六丁半にわたって誰に、何を土産にしたかが書き連ねられ、「浅草(海苔か)」、「錦画」や筆などが多く現れる。しかし、それ以上に、ここで目をひくのが「富士之画」「扇面、不二画」などである。それも、「扇面」と書かれたものと、そうでない恐らくマクリ状のものを合わせると、一枚や二枚でなく、相当数にのぼる「富士山図」が土産物として、配られているのである(表2)。これも在明が富士山付近を通過したことの証左となるかもしれない。

原家では、在正が《富士山真景図巻》を残しており⁷⁾、『東海道名所図会』(寛政八年(一七九六)刊)に富士山の挿絵を描いている。高田衛によれば、大坂のパトロン、富商某によって寛政八年秋に、駿州に送り出され、駿府や吉原に滞在、富士山十数点を制作した、との記事が皆川淇園の『淇園文集』にある、という⁸⁾。在中もどこからの眺望と書き添えた富士山図を多数描いている。在中が実際に長い生涯の間に富士山付近まで行っているかは不明で、二人の息子の手になる富士山図をもとにしたものかもしれない。

さて、在明の江戸滞在に関しては、ほかにも興味深い点がある。ひとつは大名との関係、特に、松平定信や加賀藩との関係、そして、心学者との関係も興味深い。

まず、大名との関係だが、在明は、江戸で「白河公」に目通りしたようである。「大宝得」に、

七月四日、江戸在明分廿六日出書状到来、白川公へ御目通可申候、同日返書也、

脇坂先生へ礼状差出候事、

つまり、六月二十六日に在明が出した書状に「白川公」に御目通りの予定だとある。「白川公」とは、白河藩主松平定信(一七五八―一八二九)のことだろう。言うまでもなく定信は、寛政の改革を老中在任中(一七八七―九三)に行つた事で有名だが、その厳格な質素儉約の一般の印象とは裏腹に、文学初め、文化全般にわたって深い素養と理解のあつたことが注目されている⁹⁾。彼は疑いようもなくこの時代の文化を代表する人物のひとりであり、寛政度御所の造営、『集古十種』、『古画類聚』などの編纂、実父田安宗武から引き継いだ『春日権現験

表2 「在明東武ヨリ上京土産物扣」一覽

送り先		富士山図	員数	ほかの品物
関白様 (鷹司政熙)	公脚	不二之画	1	
安井様 (蓮華光院)	門跡	不二之画	1	
花山院様 (愛徳)	公脚	不二之画	1	
		同扇面	5	
勸修寺様 (経則)	公脚	不二之画	1	
雷小路様 (貞随)	公脚	不二之画	1	
平松様 (時章)	公脚	不二之画	1	
風早様 (実秋)	公脚	不二之画	1	
禪閣様	?	不二之画	1	
龍花院	妙心寺塔頭	不二之画	1	
花厳院	?	不二之画	1	
明堂和尚	僧侶	同扇面	2	
真珠庵宸首生	僧侶			雁紙 200
菰 首生	僧侶			浅草 10、たは粉入 2、櫛楊枝、楊枝
皓首生	僧侶			たは粉入 1、楊枝、■筆
雷寫左近将監 (元章)	地下官人	不二之画	1	
松尾治部少輔 (相尹)	地下官人	不二之画	1	
安藤縫殿大允 (定弘)	地下官人			雁紙 100、枝折 5、櫛楊枝 1、たは粉入 1
松波越前介 (光寧)	地下官人			懷中物 1、詩浅 (箋) 5、■筆
山口将監 (知昌)	地下官人			浅草 10、たは粉入 1、お六すきくし 1、錦画 3、ホメつけ
安部加賀守	?	不二之画	1	
野間因幡	?	不二之画	1	
棚橋式部	?	同扇面	2	
金子仙左衛門	松山藩士?	富士之画	1	
杉浦三助		扇面不二画	1	日出紙画同 (扇面か) 1
鎌田元珠		不二之画	1	
松や賀兵衛		不二之画	?	浅草 10、錦画 5、筆立 1
鍵や善兵衛		不二之画	1	たは粉入 1、くし楊枝
坪坂右内		不二画	2	扇面
大石悠治		扇面不二画	2	
藤井八郎		富士之画	1	
池田や仙蔵		扇面不二画	1	
上田喜次郎		不二之画	1	
吉田三九郎		不二之画	1	
表具師宇兵衛		不二之画	10	
金山重左衛門		不二之画	1	
富士谷年右衛門		不二之画	1	
正風亭		不二之画	1	

送り先		富士山図	員数	ほかの品物
釣其堂		同扇面	2	
表具師周蔵		同扇面	1	
牧方や作兵衛		同扇面	1	
篠や徳兵衛		不二之画	1	浅草 10
高倉在孝	原家門人			浅草 5、■筆、府中硯ふた 1
谷口文輔	原家門人?			紫ふくさ、雁紙 200、唐具 3丁
坂本や弥右衛門	在明従兄			たは粉入 1、箱 1、御影、箸
錢や利兵衛、喜次郎				手巾 1、筆立 1、錦画 3、けいさん 2、はみかき 2
木下数馬				手巾 1、けいさん 2、櫛ようし 1、錦画 2
芦川友啓				雁紙 100、錦画 3、たは粉入 1
湯川右近				箱入たは粉 1、錦画 3、かんさし、色楊枝
松や太兵衛				浅草 10、錦画 5、御影、櫛楊枝、かんさし
吉野や久兵衛				たは粉入 2、錦画 5
小物庄兵衛				浅草 10、百九身書 1 枚、たは粉入 1
永原治郎助				和紙 1 包、蠟皮 1、かんさし、櫛楊枝、御用筆、たは粉入 1
足立権三郎				浅草 10、錦画 2
梅鉢や金兵衛				たは入 2
寿沢仙立				たは粉入 1、■筆 1、櫛楊枝
松や七兵衛				御影、五色箸、浅草 10
近藤元安				仙台かんさらし 1 袋、そてつの実 1
大丸清助				雁紙 100、くし楊枝 1
忝や於兵衛				紫ふくさ、浅草 10、たは粉入 2、お六櫛、櫛楊枝、かんさし
出入 又兵衛				錢 200 文、風呂敷 1、たは入 1
鱗形や伊兵衛				百九身書 1、錦画 3、けちみやく 1、御影、お六櫛 1、葉 1
茨木や七兵衛				錦画 2、御影、たは粉入 1、五色箸 1
鱗形や万助				たは粉入 1
足立権兵衛				浅草 10、ホんこふ 1、箱 1、錦画 3、御影、府中硯蓋 1
清水藤太郎				さら紙 10、雁紙 50
山本彦太郎				たは粉入 2
西川浪江				孝子本 1、楊枝、かんさし
十助				たは粉入 1、きせる 2、櫛楊枝 1、はみかき 2
清三郎				たは粉入 1
合計		富士山図	36	浅草 (海苔) 105、煙草入れ 24、雁紙 750、錦絵 39、御影 6、ほか
		同扇面	19	

『記絵巻』の摸写（現、春日本）、『石山寺縁起絵巻』の摸写と補作などの事業は、この時代と、これ以降の絵画の向う方向性を象徴的に示すものと言える。後年、在明は正倉院宝物の記録図制作を行い⁽⁴⁾、先述の通り、故実に精通していたことを賞されて、内舎人に任じられている。そんな在明が、定信の知遇を得ていた可能性のある点は見逃しがたい。当時、原家の目が宮廷、公卿社会のみならず、その先にある武家にも向けられていたとすれば、原家が長く命脈を保ち得た理由の一端が、ここにも見られるように思う。とは言え、以後、ほかに定信と原家を関連付ける記事は今のところ、見出されない。

さきに見たように、脇坂義堂は在明を大名に披露すると在中に伝え、在中もそれを歓迎していたようだが、『大宝得』で江戸の在明に在中から粉本を送っているのは、大名に持参する絵の制作のためだったとも考えられる。また、これもさきに見たように、在明は江戸からの帰京の途次、加賀へも立寄りたいたいと書き送っていた。本文では「加州」、「賀州」など書いており、後者であれば伊賀かも知れないが、ここでは加賀と考えたい。と言うのも、結局、このときには立寄らなかつたが、在明、および原家と加賀にはいくつかの接点があるからである。

『大宝得』と同じく、京都府立総合資料館が所蔵する「原家文書」のうち『御推任雜記』⁽⁴⁾には、在明の叙位任官に際して、「前々々御館人任、御絵御用被仰付」、つまり前前から御屋敷に出入りして、御用を仰せ付かっているから、という理由で、「加賀屋敷」、つまり加賀藩の京都屋敷へ報告に口上書を届けている。また、在中は在明の江戸滞在に先立つ享和三年（一八〇三）『布勢湖八勝図』一巻を描いている。本作は射水郡伏木（現、高岡市）の勝興寺第十八世法薫（蘭郁、一七五九—一八三二）の求めによる⁽⁴⁾ものだが、同寺は加賀前田家の領内にあるのみならず、前田家始め、京都の本願寺門主、高位の公卿家と姻戚関係にある。『布勢湖八勝図』を作らせた法薫は本願寺の生まれ、その先代、法鴨（蘭真、一七四五—一八一〇）は藩主前田吉徳の八男で、のち還俗して第十一代藩主となっている。

画題となった「布勢湖」は隣の氷見市に、かつて実在した湖であり、近世を通じて盛んに干拓されて、現在ほとんど残らないが、『万葉集』で大伴家持に歌われた名勝であった。同図巻には、花山院愛徳、芝山持豊ら公卿が序跋を与え、歌を詠んでいるが、いずれも京都にいながら、遠く家持の詠んだ布勢周辺

の八勝に思いをいたしてのことであり、在中自身が現地へ赴いたものは、今のところ確認がとれない。ここでは、さきに『大宝得』の冒頭aの記事が、享和三年七月半ばの「鞍馬寺縁起」の摸写で終わって、翌四年正月まで約半年が空白であり、京都から越中を往復して仕事を十分に時間にあつたことを指摘するにとどめる。いずれにせよ、加賀前田家と縁の深い勝興寺のために仕事をしていることは確かである。

最後に、心学者との関係であるが、原家の後援者であつた杉浦三郎兵衛は在明の江戸滞在の際も書状を在中から託されて飛脚で送るなどしているが、当時の当主杉浦利喬（宗仲）は、石田梅巖（二六八五—一七四四）に学んで、石門心学の後援者であつた。また、すでに見てきたように、心学者脇坂義堂（？—一八一八）が江戸の在明とともにたびたび登場する。彼は、通称、青貝屋庄兵衛といい、門下の手島堵庵（二七一八—一八〇六）の弟子で、江戸へ下つて人足寄場での教化など社会事業に力を尽くしたとされる⁽⁴⁾。また、森銃三によれば、猪飼敬所（二七六一—一八四五）の肖像を在中が描いていると言う⁽⁴⁾。敬所も堵庵に学んだ後、儒学を修めて儒学者となつた。在中が信奉していた石門心学の人脈が江戸での在明を助けた点は銘記されてよい。

まとめ

ここまで原家文書のうち『大宝得』の紹介を兼ね、『大宝得』の記載期間である享和・文化年間の原家の動向を検討し、原在明の江戸滞在についても見てきたが、紙数も尽きてきたので、簡潔にまとめておきたい。

まず、『大宝得』だが、筆者は原在中と考えられ、享和二年から文化七年の間の原家の出来事を書き留めたものである。現状では落丁もあり、錯簡もあるが、記事の内容などから或る程度の復元案は推定できる。

記事の内容で興味深いのは、この時期、原家が盛んに『融通念仏縁起絵巻』などの摸写を行っていたこと、そうして得た有職故実の知識をもとに公卿からの問い合わせに答えたりしていることである。また、原家と付き合いのあつた多くの人名が登場するが、子孫を地下官人の養子として、自らを朝廷社会の末端に連ねてゆく原家の戦略上、公卿・地下官人との付き合いも頻出するが、それ以外に、数はそう多くはないものの、在中が信奉していた心学者たちとの交遊や、大名家とのつながりも見えてくる。

さらに、『大宝傳』中の記事により、文化四年、原在明が江戸に下向していたことが明らかになり、これは押小路大外記家の日記など原家以外の史料でも確認出来る。後年の原家の在り方を考えると、この享和・文化年間は非常に重要な局面であった。ほかにも、まだまだ興味深い記事を含むが、紙数の都合により、別稿に期することにした。また、本稿ではかなわぬが、いずれ全文の翻刻を公刊できればと思う。

註

- (1) 『日本屏風絵集成 八 花鳥画』(講談社、一九七八年) 七〇・七一・一〇六頁。
- (2) 京都府立総合資料館蔵「原家文書」二五。
- (3) 『広島女学院大学論集』第六一集(電子版第一号)、二〇一一年十二月、一九六頁～一七六頁。
- (4) 武田庸二郎「寛政度禁裏御所造営における絵師の選定について」武田庸二郎・江口恒明・鎌田純子編『近世御用絵師の史的研究―幕藩制社会における絵師の身分と序列―』(思文閣出版、二〇〇八年) 七八～一二九頁。
- (5) 没年は一八七三年(明治六)の改暦以降なので、便宜上、西暦(元号)の順で表記した。
- (6) 正宗敦夫編輯校訂『地下家伝』(自治日報社、一九六八年) 一三九八頁。
- (7) 『京都画派の名家原在中とその流派』(京都府立総合資料館、一九七六年) 所載の在親の解説にも「在中3男(一説には在善を3男、在親を4男とするものもある)」とあって、留保付きながら在親三男、在善四男説を採る。
- (8) 『京の絵師は百花繚乱』(京都府京都文化博物館、一九九八年)。国際日本文化研究センター「平安人物志データベース」(http://www.nichibun.ac.jp/graphicversion/dabase/ieian_jinbutsu.html)。
- (9) 京都府立総合資料館蔵「原家文書」八六。
- (10) 碓井小三郎「京都坊目誌」『新修 京都叢書』第十九卷上京区之部坤、一九六八年、臨川書店、二六六・七頁(もとは『京都叢書』一九一六年、京都叢書刊行会、底本は『増補京都叢書』一九三五年)。
- (11) 管見の限り、単独作は京都国立博物館蔵《富士西行図》一幅、および、古書店で調査したことのある《加茂競馬図巻》一卷のみで、父在中、兄在明、弟在親との合作に、一九九八年「冷泉家の至宝」展に出品された《福祿寿図》

がある。なお、この合作でも、落款は在親の後に在善であり、父や兄・弟が「福」「祿」「寿」の字と絵を担当したのに対し、在善は背景の松竹と石の絵のみを担当した。事績としてはほかに、「原家文書」により父から粉本の貸与を受けていたこと、父・兄・弟、在明の養嗣子在照との合作を行ったこと(一件)、そして没するわずか十五日前に、原在照に作品の注文を取り次いでいることが知れる程度である。

- (12) たとえば、前掲註7『京都画派の名家原在中とその流派』の解説の在明の項、宮島新一「画流の形成と継承―円山・四条派と原・岸派―」(『日本屏風絵集成 八 花鳥画』一九七八年、講談社)、『京都市姓氏歴史人物大辞典』(一九九七年、角川書店)、前掲註8『京の絵師は百花繚乱 平安人物志』にみる江戸時代の京都画壇 所載「画家解説」の冷泉為人による在明の項など。
- (13) 国立公文書館内閣文庫蔵『大外記師資記』三十(古008-0270)。
- (14) 前掲註13『大外記師資記』三十一。
- (15) 国立公文書館内閣文庫蔵『大外記師資記』三十四(古009-0271)。
- (16) 前掲註15『大外記師資記』三十九。
- (17) 西村慎太郎『近世朝廷と地下官人』二〇〇八年、吉川弘文館、二八頁。
- (18) 前掲註9「原家文書」八六。
- (19) 福田道宏「近世春日絵所考―天保五年、原在照への「絵所」職株譲渡をめぐって―」『美術史研究』三九号、二〇〇一年、四一～六四頁、及び「原在明・在照と春日絵所―奈良と絵画をめぐる学芸員の研究ノート④」『月刊奈良』四七五号、二〇〇七年、五一～五五頁。
- (20) 福田道宏「原在明の大和介兼任―奈良と絵画をめぐる学芸員の研究ノート③」『月刊奈良』四七四号、二〇〇七年、六七～七一頁、および「原在明と奈良―奈良と絵画をめぐる、学芸員の研究ノート②」『月刊奈良』四七三号、二〇〇七年、六九～七三頁。
- (21) 前掲註3「原在正と二人の原在敬をめぐって」。
- (22) 京都府立総合資料館蔵「原家文書」一九。
- (23) 『京都大事典』(一九八四年、淡交社)、前掲註12『京都市姓氏歴史人物大辞典』などによる。
- (24) 前掲註7『京都画派の名家原在中とその流派』。
- (25) 『神奈川県立博物館研究報告―人文科学―』第二六号、二〇〇〇年。一～五三

- 頁。
- (26) 『絵巻Ⅱ融通念仏縁起（日本の美術302）』（至文堂、一九九一年）。
- (27) 前掲註26 『絵巻Ⅱ融通念仏縁起（日本の美術302）』。
- (28) 享和四年（一八〇四）は改元して、文化元年となる。
- (29) 野島寿三郎『公卿人名大事典』（日外アソシエーツ、一九九四年）など。
- (30) 『国史大辞典』二（吉川弘文館、一九八〇年）など。
- (31) 『増訂武江年表』二（東洋文庫）一八（平凡社、一九六八年）。
- (32) 国立公文書館内閣文庫蔵『大外記師賛記』二（古1010-0273）。
- (33) 前掲註6 『地下家伝』二二九頁。
- (34) 前掲註3 「原在正と二人の原在敬をめぐって」。
- (35) 絵師の名としては、「東羊」「東東洋か」、古城玄龍、長沢芦州などの名があり、「塔之段たい殿町西側」の「狩野」は、拙稿「狩野正栄事績考」（本誌十三号所載）で紹介した狩野正栄であろう。ただし、このとき狩野正栄家も当主匠信の出奔と離縁、先代至信の弟子伊織の相続などと混乱していた時期にあり、「正栄」と記さないのはそのためかもしれない。
- (36) 『三百藩主人名事典』。
- (37) 飯田真「原在正筆「富士山図巻」をめぐって―江戸後期京都画壇における実景図制作の二様相―」『静岡県立美術館紀要』第十三号、一九九八年。
- (38) 「板本文化の意味」『國文學』第四十二卷十一号、一九九七年。
- (39) 福島県立美術館での特別展とその図録『定信と文晁』（一九九二年）など。
- (40) 福田道宏「天保度正倉院開封と原在明―奈良と絵画をめぐる、学芸員の研究ノート⑰―」・「宮内庁書陵部所蔵原在明《正倉院宝物写》の構成―奈良と絵画をめぐる、学芸員の研究ノート⑱―」・《正倉院宝物写》に描かれた宝物―奈良と絵画をめぐる、学芸員の研究ノート⑲―」・《正倉院宝物写》の描写態度―奈良と絵画をめぐる、学芸員の研究ノート⑳―」『月刊奈良』四八九―四九二号、二〇〇八―二〇〇九年、各五四―五八頁、七八―八二頁、五三―五七頁、六九―七四頁。
- (41) 前掲註9 「原家文書」八六。
- (42) 原本の図巻は未確認だが、文化元年（一八〇四）に版行された同名の版本（高岡市立図書館蔵）の序文による。
- (43) 前掲註12 『京都市姓氏歴史人物大辞典』、杉浦丘園『雲泉莊山誌卷之三』石門
- (44) 心学関係図書及資料』（一九三二年）など。
『森統三著作集 第二卷』（中央公論社、一九七一年）。

HARA Zaimei's Voyage to Edo in 1804, and The Works of HARA Clan during Kyowa and Early Bunka Peirod

FUKUDA Michihiro

The HARA clan was a painters' family and their pupils who lived, and worked in Kyoto from the latter half of 18th Century to Meiji period. The progenitor of the clan was HARA Zaichu (1750-1837), and HARA Zaimei was Zaichu's second son who became successor of his father. Before Zaimei was born, there was elder brother Zaisho (在正), the first son of Zaichu, and so Zaimei was adopted into the ISE (伊勢) family. The ISE family was *Jige-kanjin* (地下官人), or the Imperial Courtier, and later Zaimei changed family name from ISE to HARA after his adoption. The HARA clan aimed to make connections with the Imperial Court and whole Courtiers. Zaimei's youngest brother Zaishin (在親) was also adopted into UMEDO (梅戸) family.

Dai-hou-toku is one of records from *HARA-ke Monjo*, the collection of HARA clan's record currently housed in Kyoto Prefectural Library and Archive. *Dai-hou-toku* was written by HARA Zaichu from the second year of Kyowa (享和) period (1802), to the seventh year of Bunka (文化) period (1810). But there are many missing pages.

This essay reveals some important facts about the HARA clan by *Dai-hou-toku* (大宝得). The first fact is that HARA Zaimei went to Edo and Nikko (日光) in the fourth year of Bunka period (1807). Because of missing pages, we could not know the date of departure and repatriation of this Voyage from *Dai-hou-toku*. Zaichu wrote that Zaimei informed him of witnessing a collapse of *Ei-tai-bashi* (永代橋) at August 19th, and there has been no collapse of this bridge except in 1807 during Edo era. And Zaimei was *Jige-kanjin*, he had an obligation to ask for furlough to the Imperial Court. Zaimei's position in the Court was *Nui-no-ryo shisho* (縫殿寮史生), and *Nui-no-ryo* was governed by *Dai-geki* (大外記) which had been positioned by OSHIKOJI (押小路) family hereditary. OSHIKOJI Moroyoshi (押小路師贇)'s diary named *Dai-geki Moroyoshi-ki* currently housed in National Archives of Japan recorded that Zaimei asked for 50 days' furlough from April 17th in the fourth year of Bunka period. Zaimei was enthralled by the city of Edo, tried to extend his stay, although he was told to be back to Kyoto immediately by

his father. It is supposed that he returned to Kyoto in the middle of September *Daigeki Moroyoshi-ki* recorded that Zaimei came and made a notice of his repatriation at 14th September.

The second is that there is good possibility of Zaimei observed Mt. Fuji during his Voyage. After the travel, he presented a lot of painting, or drawing of Mt. Fuji to acquaintances as a souvenir. A pair of six-folded screens 《*Miho Matsubara zu* (三保松原図)》 housed in Ichi-yo-in temple (一樣院), Kyoto, is Zaimei's work in his declining years, and Zaimei painted Mt. Fuji in the left of it. MIYAJIMA Shinichi's commentary on this work said that Zaimei made sketch of Mt. Fuji in the Seventh year of Bunka period (1810). But if there is Zaimei's sketch of Mt. Fuji signed in 1810, he could observe Mt. Fuji three years earlier.

The third is that the HARA clan took notice of establishing connection with not only the Imperial Court, but also Daimyo, feudal lords. According to *Dai-hou-toku*, Zaimei were given audience to MATSUDAIRA Sadanobu (松平定信) during his stay in Edo. And also Zaimei sent a letter to his father saying that he planned to break his journey at Kaga (加賀), where was governed by the feudal lord MAEDA, in the way back to Kyoto. Though Zaimei abandoned this plan in this time, Zaimei frequented to MAEDA's Kyoto estate afterward.

The fourth fact is that HARA clan endeavored to gain their knowledge about classic paintings such as *E-maki*. According to *Dai-hou-toku*, Zaichu and his pupils traced *Yu-zu-nenbutsu Engi E-maki* (融通念仏縁起絵巻), *Kurama-dera Engi* (鞍馬寺縁起). for someone's order. Later Zaimei was recognized as an expert in *Yusoku-kojitsu* (有職故実), ancient practices.

These HARA clan's works in Kyowa and Bunka period make us feel foreboding of their positions and situations years later, and attract our interest as comparing with other Kyoto painters surrounding the Imperial Court in 19th Century.

